

平成 18 年 10 月 20 日

株主各位

京都市西京区御陵大原 1 - 4 9
株式会社ファーマフーズ
代表取締役社長 金 武祚

第 9 期定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

さて、平成 18 年 10 月 11 日付でご送付申上げました当社第 9 期定時株主総会招集ご通知に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正させていただきたく、お詫びかたがたお願い申し上げます。

敬具

記

訂正箇所

1. 「第 2 号議案 定款一部変更の件 1. 変更の理由」

(1) 2 3 ページ 「変更の理由」の (2)

(変更箇所は、 線を付しております。)

正	誤
(2) 機動的に <u>自己株式</u> の買受けを行えるよう、取締役会決議により自己株式の買受けを行うことができる旨の規定を新設するものであります。	(2) 機動的に <u>自株式</u> の買受けを行えるよう、取締役会決議により自己株式の買受けを行うことができる旨の規定を新設するものであります。

(2) 2 3 ページ 「変更理由」の (3)

正	誤
(3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に伴い、以下のとおり変更するものであります。 インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ周知を図るため、現行定款第 12 条(議決権の代理行使)の変更を行うものであります。 取締役会の機動的な運営を図るため、書面又は電磁的記録による決議が認められたことに伴い、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。 その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。	(3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に伴い、以下のとおり変更するものであります。 インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ周知を図るため、現行定款第 12 条(議決権の代理行使)の変更を行うものであります。 取締役会の機動的な運営を図るため、書面又は電磁的記録による決議が認められたことに伴い、変更案第 24 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。 その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 「第4号議案 監査役3名選任の件 監査役候補者の略歴、当社における地位、担当」

34ページ 監査役候補者「東口 伸二」の略歴

正		誤	
平成10年4月	当社入社 開発課課長	平成10年4月	当社入社 開発課課長
平成14年4月	当社開発部次長	平成14年4月	当社開発部次長
平成15年2月	当社取締役開発部部长	平成12年2月	当社取締役開発部部长
平成16年6月	当社取締役特許情報部部长(現任)	平成16年6月	当社取締役特許情報部部长(現任)

以上